シヤゴ岩三七の一から三七の四まで、字タケノ内三八の一から三八の三まで、朝来市佐嚢字テンボウ三一六九、三一六九の二、三一六九の三、字コド石二〇七の五、二〇七の六、二〇七の八、二〇七の九、二〇七の一一、二〇八の一から二〇八の五まで、二〇九、字向山二二四の一、二二四の七、二二五の一から二二五の三まで、二二六の一、二二七の一、二二八の二、岩津字黒滝一〇一の二、一〇二の二、一〇三、一〇四

(二) 保安林として指定された目的　水源の涵養(かん)

(三) 変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝四三・四四・字イノ谷五九の一・六三・字ヲク山七四六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市大塚字池ケ谷四三の一、四三の二、四三の六、四四から五〇まで、五一の一、五二、字日蔭山五四、五五、字伊勢山五七、字村奥五八、五八の一、五八の二、五九の一、五九の二、字石ケ谷六四の一、六五、字堤谷六八、字三月野二二九の一から二二九の五まで

(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三月野二二九の一から二二九の五まで

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市大塚字池ケ谷四三の一、四三の二、四三の六、四四から五〇まで、五一の一、五二、字日蔭山五四、五五、字伊勢山五七、字村奥五八、五八の一、五八の二、五九の一、五九の二、字石ケ谷六四の一、六五、字堤谷六八、字三月野二二九の一から二二九の五まで

(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝四三・四四・字イノ谷五九の一・六三・字ヲク山七四六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県唐津市北波多大杉字大山口一一八二の二〇、一一八二の二一、一一八二の二四から一一八二の二六まで、北波多志気字吉田二〇五四の二一、字上三ツ木三八三五の一七、字小峠三八四二の一、三八四二の二、三八五〇の一、三八五〇の一一

(二) 保安林として指定された目的　水源の涵養(かん)

(三) 変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県唐津市北波多稗田字楢山二五四六の一、二五四六の五、二五四六の一一から二五四六の一四まで、二五五四の二、二五五五から二五五七まで、二五五八の一、二五五九、二五六四、字家石二〇一七の一、二〇一七の四から二〇一七の六まで、二〇一九、二〇二〇の一から二〇二〇の三まで、二〇二一の一、二〇二一の四、字丸尾三三七一の一〇四、三三七一の三〇八、三三七一の三一六、三三七一の三二〇から三三七一の三二三まで、北波多山彦字山彦二〇六四の一七、二〇六五の二、二〇六五の三、二〇六五の五、二〇六五の七から二〇六五の二四まで、二〇六五の二六、二〇八三、二〇八四、二一〇四、二一〇六、字座主二二四八、二二五〇、二二五一の一から二二五一の六まで、二二五三、字桑原一八八〇、一八七の二、一八八九の一、一八九〇、一八九一の一、一八九四、北波多成渕字神山尻二六二七の一四、二六二七の一七、二六二七の四九、二六二七の五〇、二六三二、北波多岸山字寺の谷四六一の一

(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字家石二〇一七の一、二〇一七の四から二〇一七の六まで、二〇一九、二〇二〇の一から二〇二〇の三まで、二〇二一の一、二〇二一の四、字桑原一八九四（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三 (一) 変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

島田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

島田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県島田市・榛原郡川根本町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三 (一) 変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

島田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

島田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに島田市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）